

令和8年度前期

犬の正しい飼い方講習会

- 目的:模範となる犬の飼養者の育成と収容動物の生存機会の拡大を図る。
対象:センターから犬の譲渡を希望される方。犬の飼い方の基本を学びたい方。
期日:下欄の「開催日」参照。
内容:犬を飼う上での心構え、関係する法令、日常管理、しつけ等について
時間:10:00~11:00 講習・譲渡登録申し込み(書類審査・面談)
*参加者数や譲渡手続きの有無等によって予定時間を過ぎることがあります。
場所:滋賀県動物保護管理センター ふれあい友遊館
費用:無料
持ち物:身分証明できるもの(運転免許証、保険証等)、筆記用具

譲渡の条件

- 成人であること。
 - 飼養するにあたり、同居する家族全員の同意があること。
 - 譲り受けた犬を終生飼養できること。
 - 万が一、飼うことができなくなった場合に、代わって世話をしてくれる人が確保できていること。
 - 集合住宅・借家の場合、犬の飼養が承認されていること。
 - 誓約内容(法律・条例を守る、不妊去勢手術の実施など)
- *終生飼養が困難と判断される場合は譲渡登録をお断りする場合があります。
*お譲りできる頭数は犬・猫合わせて、2頭までです。



開催日

月	日曜日	水曜日	月	日曜日	水曜日
4月	5, 19日	8, 22日	7月	5, 19日	8, 22日
5月	17, 31日	13, 27日	8月	2, 30日	26日
6月	7, 21日	10, 24日	9月	6日	9日

問い合わせ

(一財)滋賀県動物保護管理協会

☎0748-75-6522 FAX 0748-75-3295 E-mail sapca@beach.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.sapca.jp/> *譲渡候補犬の情報がご覧いただけます。

※裏面の「センターからの犬の譲渡について」も必ず御覧ください。



センターからの犬の譲渡について

○譲渡対象になる犬について



保護犬

迷子になり、飼い主の元へ帰ることができなかつた犬や遺棄された可能性のある犬で、保護されるまでの飼われ方や病歴などを知ることができません。



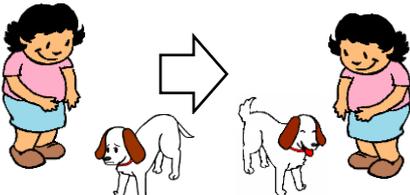
放棄犬

飼い主の病気・死去、家族にアレルギーが出た、引越先で飼えないなどの理由で持ち込まれた犬で、どのような飼い方がされていたか、健康状態・病歴などがある程度わかる場合があります。

保護犬・放棄犬の中から、性格や健康のチェックを経て、譲渡に適した犬が譲渡対象になります。

○センターから譲渡する犬の特徴

【性格等の特徴】



初めは警戒するが日ごとに人なつくくなる



ある部分のみ、触ると嫌がる



食事のみ怒る



トイレがうまくできない



後ろから触るなど、ある特定の動きに対して怒る



散歩が苦手



人を呼んで吠える



音などを極度に怖がる

部分的な問題を抱えていることが多く、個性としてとらえたり、扱い方に工夫したりする必要もあるかもしれません。

【健康状態】

《犬フィラリア症》心臓に糸状の虫が寄生する「犬フィラリア症」を患っている犬でも、日常生活に支障をきたすおそれがないと判断された犬は譲渡対象になります。《センターでの検査》センターでは、犬フィラリア症の血液検査と便の状態によって検便をすることがあります。センターで対応できない場合は協力動物病院で診察や治療を受けることもあります。



○犬を入手する手段のひとつとして

犬の収容頭数は減少傾向にあり、譲渡する犬の数も減少しています。このため、譲渡登録をしていただいても、犬の紹介までに時間がかかることや3年間の有効期限の間に一度も紹介できないといったことも過去にはあります。センターからの譲渡は犬を入手する手段のひとつとしてお考え下さい。